

浜松市街路樹点検・診断ガイドライン

令和 8 年 1 月

浜松市 土木部

目 次

第1章	総 則	1
1-1	目 的.....	1
1-2	適用範囲.....	1
1-3	参考資料.....	1
第2章	街路樹管理に必要な点検・診断	2
2-1	点検・診断の区分と手順.....	2
	(1) 点検・診断の区分	2
	(2) 点検・診断の手順	4
2-2	街路樹の点検.....	6
	(1) 情報提供の活用	6
	(2) 道路巡回	6
2-3	街路樹の診断.....	12
	(1) 簡易診断	12
	(2) 樹木健全度調査	12
	(3) 植栽環境調査	12
2-4	改善的措置の立案.....	13
卷 末 資 料		
	様式-1 記録用紙（通常巡回票）	
	様式-2 記録用紙（簡易診断カルテ）	

第1章 総 則

1-1 目 的

樹木等の管理にあたっては、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めなければならない。その上で、街路樹の点検及び診断は、道路利用者からの異状に関する提供情報等を活用しながら、道路巡回や樹木の健全度調査等により倒伏や落枝等の発生の兆候がある街路樹を抽出することを目的としている。

さらに抽出された異状がある街路樹に対して適切な措置を講じることで、街路樹の倒伏や落枝等に起因する道路利用者や周辺の建築物に及ぼす被害を未然に防止するものである。

1-2 適用範囲

本ガイドラインは、浜松市が管理する街路樹全てを対象とし、点検・診断を行うものである。

なお、「街路樹」とは、道路管理者が設ける道路区域内の並木（道路法第2条第2項第2号の「道路上の並木」）であり、「道路の附属物」であることから、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保から、適切な維持管理に努めなければならない。

また、定期巡回及び診断については、原則、高木について行うものとする。

1-3 参考資料

本ガイドラインの作成にあたっては、以下の資料を参考とした。

- ・「道路緑化技術基準・同解説」（平成28年3月 公益社団法人 日本道路協会）
- ・「街路樹の倒伏対策の手引き 第2版【別冊】街路樹の点検・診断」
(平成31年2月 国土技術政策総合研究所)
- ・「浜松市街路樹再整備方針」（令和4年4月 浜松市 土木部）

第2章 街路樹管理に必要な点検・診断

街路樹の維持管理は長期にわたるとともに、その成長に伴い支障や障害に繋がる要因も変化する。そのため、街路樹の生育状況や倒伏・落枝につながる樹体の構造上の弱点等を把握するための点検・診断については継続して実施する。

2-1 点検・診断の区分と手順

(1) 点検・診断の区分

街路樹の点検・診断の区分と概要を表 2-1 に示す。

「点検」とは、「道路巡回」において目視等からの樹体の異状を確認することや、道路利用者や周辺住民からの街路樹に関する異状等の「情報提供の活用」により、現場確認するものであり、これにより道路交通への支障や道路利用者等への危険を及ぼす異状またはその兆候が認められた街路樹を把握し抽出するものである。

「診断」とは、街路樹を主対象として「簡易診断」、「樹木健全度調査」、「植栽環境調査」により、生育条件や樹体の構造上の弱点等を考慮した上で、倒伏・落枝が発生する危険性を評価するものである。さらに、危険性が高いと評価した樹体の部位や状態と周辺環境に適した改善的措置を立案するものである。

表 2-1 点検・診断の区分と概要

区分		実施者	内容	実施頻度	
点 検	情報提供の活用	道路利用者等	道路通行時等に樹体異状等を発見	—	
		維持管理者	除草や剪定等の作業時に樹体異状等を発見	—	
	道路巡回	通常巡回	職員	巡回車内からの遠望目視で確認できる樹体異状等を確認	道路パトロール 路線上の樹木 3回/月 上記以外 2回/年
		定期巡回	樹木の専門家	徒歩巡回等による近接目視で確認できる樹体異状等を確認 必要に応じて打音確認	1回/年
		異常時巡回	職員又は 樹木の専門家	異常気象時や災害発生時等に巡回車や徒歩等により確認できる樹体異状等を確認 特異な異状発生時における臨時的な確認	その都度
診 断	簡易診断	—	樹木の専門家	簡易的な診断により、樹木形状・活力の異状、樹体の弱点の有無を把握し、改善的措置の立案又は必要に応じて樹木健全度調査、植栽環境調査が必要となる街路樹を抽出	必要に応じて
	樹木健全度調査	生育状況調査	樹木の専門家	樹木形状調査と活力調査により、樹木の育成状況を評価	必要に応じて
		危険度調査	樹木の専門家	外観から樹体の構造的な弱点を調査し、さらに詳細な診断が必要な場合には、腐朽測定、根系伸長調査を行い、倒伏等の危険性を評価	必要に応じて
	植栽環境調査	生育条件調査	樹木の専門家	植栽場所の地形や気象条件、支柱等の保護材の状況を調査して評価	必要に応じて
		障害対象調査	樹木の専門家	植栽場所の土地利用や植栽地の形状を区分するとともに、倒伏や落枝等により障害を受ける対象とその大きさを予測	必要に応じて

※「樹木の専門家」とは、樹木の専門知識を有する者であり、以下同様である。

(2) 点検・診断の手順

街路樹の点検・診断は、「情報提供の活用」、「道路巡回」、「簡易診断」、「樹木健全度調査」、「植栽環境調査」、「改善的措置の立案・措置」から構成される。

街路樹の点検・診断の手順は、段階的に3つのステップに区分される。

第1ステップは日常的に実施する道路巡回時における点検や道路利用者及び維持管理作業等から提供される樹木の異状に関する情報の把握、第2ステップは専門的な調査による樹木の倒伏・落枝に対する危険度の評価、第3ステップは街路樹の危険度に応じて必要となる改善的措置の立案である。(図2-1参照)

また、台風等により発生した倒伏や落枝については、発生後に可能な範囲で速やかに発生要因の検証調査を実施し、その結果を今後の危険度診断技術の向上に資する資料として蓄積するものとする。

なお、日常的に実施する道路巡回等の結果に基づき、簡易診断や改善的措置(緊急)の必要性を判断する際や簡易診断の結果に基づき、樹木健全度調査や植栽環境調査、改善的措置(緊急含む)の必要性を判断する際は、単にこれらの点検・診断結果のみで判断するのではなく、地域の声や「浜松市街路樹再整備方針」等を加味して、多角的な視点から総合的に判断を行うものとする。

第1ステップ（点検：日常的に実施する道路巡回等）

情報提供の活用	
道路利用者等	維持管理者
道路通行時等に樹体異状等を発見	除草や剪定等の作業時に樹体異状を発見

道路巡回			
内容	通常巡回	定期巡回	異常時巡回
	巡回車内からの遠望目視で確認できる樹体異状等を確認	徒歩巡回等による近接目視で確認できる樹体異状等を確認 必要に応じて打音確認	異常気象時や災害発生時等に巡回車や徒歩等により確認できる樹体異状等を確認 特異な異状発生時における臨時的な確認
頻度	道路パトロール 路線上の樹木 3回/月 上記以外 2回/年	1回/年	その都度

保存していくべき街路樹
(地域の声、景観重視、文化財等)

- ・街路樹による交通障害
- ・樹木形状・活力の異状
- ・緊急的な措置が必要となる樹体の弱点

第2ステップ（診断：専門調査による危険度評価）

簡易診断
簡易的な診断により樹木形状・活力の異状、樹体の弱点の有無を把握し、改善的措置の立案

必要に応じて、簡易診断結果から樹木健全度調査、植栽環境調査が必要となる街路樹を抽出

樹木健全度調査		植栽環境調査	
生育状況調査	危険度調査	生育条件調査	障害対象調査
樹木形状調査と活力調査により、樹木の育成状況の評価	外観から樹体の構造的な弱点を調査し、さらに詳細な診断が必要な場合には、腐朽測定、根系伸長調査を行い、倒伏等の危険性を評価	植栽場所の地形や気象条件、支柱等の保護材の状況を調査して評価	植栽場所の土地利用や植栽地の形状を区分するとともに、倒伏や落枝等により障害を受ける対象とその大きさを予測

第3ステップ（改善的措置の立案・措置）

改善的措置の立案
各調査の評価結果に基づき、危険度に応じた最適な措置を検討して立案

改善的措置

改善的措置（緊急）
<ul style="list-style-type: none"> ・点検により樹木形状や活力に異状や交通障害が確認された場合、改善的措置を実施 ・簡易診断、樹木健全度調査等により、緊急的な措置が必要な樹体の弱点が確認された場合、早急に対策を検討して実施

※改善的措置例：伐採、枯れ枝剪定、断幹、支柱の再設置、根系切断、病虫害防除、植栽基盤整備（土壌改良）

図 2-1 街路樹点検・診断の手順

2-2 街路樹の点検

(1) 情報提供の活用

街路樹管理にあたっては、道路利用者や周辺住民、維持管理業者等、日常的に街路樹に関わる人々からの情報を収集する体制を構築し、倒伏や落枝の発生やそれに繋がる異状等に係る情報の収集と迅速な対応により、倒伏や落枝の未然防止に努めるものとする。

また、異状等を発見しやすい環境を整えるため、高木根元の低木伐採を進めるものとする。

① 道路利用者や周辺住民からの情報提供

道路利用者や周辺住民からは、倒伏や落枝発生による交通障害に関する情報、病虫害の発生や枯損木等の情報が得られることが期待できる。

なお、道路巡回だけでは把握しきれない異状や支障等の情報を得ることを目的に、道路損傷通報システム「いっちゃお！」を有効に活用するものとする。

② 維持管理業者からの情報提供

維持管理業者（育成管理業務、巡視・機動業務等）から、剪定作業時等に樹幹の揺れや腐朽・空洞・亀裂等、樹体構造上の弱点の有無、除草作業時には根本の腐朽・空洞やキノコの発生状況等の情報や異状、障害について、情報提供を受けるものとする。

(2) 道路巡回

道路を巡回し、街路樹及び植栽地に起因する、道路交通の支障となる異状や、それに繋がる兆候の有無について確認を行う作業を「道路巡回」とする。

道路巡回は、その方法や、異状として確認すべき内容、実施のタイミング等により、「通常巡回」「定期巡回」「異常時巡回」の3つに区分し、実施するものとする。

道路巡回の方法を次項以降に示す。

① 通常巡回

通常巡回は、パトロール車等の車内からの遠望目視により認識可能な、落枝、枯損木等の障害の有無に加え、枝葉の繁茂等による信号や道路標識の視認性への影響の有無等を確認し、異状があればその内容についての記録を行う。

なお、通常巡回は、職員が行うものとする。

【点検項目】

通常巡回では、街路樹の生育不良や枯枝、枯損木、ぶら下がり枝、倒木、傾斜木、落枝、支柱の損傷、歩行者や道路標識の視認性への影響の有無等について確認する。

通常巡回の主な着眼点を図 2-2 に示す。

【記録】

確認した内容は、道路パトロールで実施する通常巡回では「道路パトロール日誌」、道路パトロール以外で実施する通常巡回では「通常巡回（様式-1）」に記入するとともに、必要に応じて状況写真を撮影して貼付する。

【対応】

- ・通行障害、視認障害となる場合は、現場で速やかに措置を講じる。
- ・巡回者だけでは措置が不可能な場合は、応急的に障害による事故が発生しないような適正な保安対策を行うとともに、道路利用者等に対して周知を行い、迅速に体制を整えて措置を講じる。
- ・巡回記録に基づき、簡易診断又は改善的措置（緊急）の実施を判断する。

交通障害	倒木・傾斜木	落枝	建築限界の越境
			
	信号の視認性障害	標識の視認性障害	照明灯の照射遮蔽
			
樹木の生育状況・保護材	枯損木	生育不良木	ぶら下がり枝
			
			支柱の損傷
			

資料)「街路樹の倒伏対策の手引き 第2版【別冊】街路樹の点検・診断」より作成

図 2-2 通常巡回の主な着眼点（参考）

② 定期巡回

定期巡回は、徒歩等による近接目視（必要に応じて打音確認）により、落枝、枯枝、枯損木等の有無の確認のほか、キノコの発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏及び落枝に繋がる事象を把握する。

なお、定期巡回は樹木の専門家が行うものとし、詳細については「浜松市街路樹定期巡回要領」（令和8年1月浜松市土木部）を参照とする。

【点検項目】

定期巡回では、樹木が枯損や倒伏に繋がる事象として、以下に示す樹体の構造上の弱点と樹木保護材の異状について確認する。

定期巡回の主な着眼点を図2-3に示す。

樹木生育状況：樹体の枯枝、枯損、幹や枝の亀裂、腐朽・空洞・兆候を示すキノコの発生、根元隙間・樹体の揺れ、樹体の不自然な傾き、樹勢・葉の生育不良、病虫害

樹木保護材等：支柱や踏圧防止板の設置不良

構造物への干渉：根上り、防護柵の変形

【記録】

確認した内容は、「浜松市街路樹定期巡回要領」に基づく定期巡回票に記入するとともに、詳細調査又は伐採措置が必要と判断した場合、詳細資料を作成する。

【対応】

- ・巡回記録（詳細資料含む）に基づき、簡易診断又は改善的措置（緊急）の実施を判断する。
- ・倒伏及び落枝や第三者への障害発生の恐れがある場合は、速やかに措置を講じる。

樹木の生育状況・弱点	亀裂	腐朽・空洞	キノコ (腐朽等の兆候)	樹体の著しい揺れ	主幹と土壌の隙間
					
樹木保護材	支柱による損傷		支柱の食い込み	樹木保護板の食い込み	
					
構造物との干渉	舗装の不陸・段差(根上り)			防護柵等への干渉	
					

資料)「街路樹の倒伏対策の手引き 第2版【別冊】街路樹の点検・診断」より作成

図2-3 定期巡回の主な着眼点(参考)

③ 異常時巡回

1) 異常気象時

台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時の異常時巡回は、主にパトロール車内からの遠望目視又は必要に応じて徒歩等の近接目視により、樹木の被災状況や道路交通等への影響を確認し、交通障害等が生じている箇所について速やかに必要な措置を講じるものとする。

また、異常気象の発生が予想される場合には、通常巡回及び定期巡回において確認された異状またはその兆候を踏まえ、該当する箇所を重点的に確認し、予防的措置が必要な場合は速やかに必要な措置（表 2-2 参照）を講じるものとする。

なお、異常気象時の異常時巡回は、職員又は樹木の専門家が行うものとする。

【点検項目】

異常時巡回では、以下の項目について確認する。

異常時巡回の主な着眼点を図 2-4 に示す。

- ・街路樹の倒木や落枝被害の発生の有無
- ・枝折れ等による道路標識等への視認障害や建築限界の越境等の有無
- ・その他被災による樹木の障害等の有無

【記 録】

確認した内容は、「道路パトロール日誌」に記入するとともに、必要に応じて状況写真を撮影して貼付する。

【対 応】

交通障害が発生している場合には、速やかに以下の対応を行う。また、巡回記録に基づき、簡易診断又は改善的措置（緊急）の実施を判断する。

- ・倒木及び落枝等による通行障害、枝折れ等による視認障害となる場合は、原因となっている倒木や落枝等を除去する。
- ・巡回者だけでは措置が不可能な場合は、応急的に障害による事故が発生しないような適正な保安対策を行うとともに、道路利用者等に対して周知を行い、迅速に体制を整えて措置を講じる。



資料)「街路樹の倒伏対策の手引き 第2版【別冊】街路樹の点検・診断」より作成

図 2-4 異常時巡回の主な着眼点（参考）

表 2-2 異常気象時における事前の緊急対策（予防的措置）

緊急対策の実施対象			主な対策内容	
樹木	活力度	樹木形状	・著しく樹形が変形していたり、倒伏に繋がる不自然な傾斜が認められる場合には、剪定を行い、樹体のバランスを整える。	
		樹勢	・枯損木は伐採し、枯れ枝あるいは衰弱した枝等は剪定する。	
	危険度	地上部	樹幹	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい状態で倒伏や幹折れに繋がるおそれがある場合、伐採を行う。 ・倒伏等に直結するほどではない場合、風圧による負荷を低減させるための剪定を行うとともに、支柱を確実に設置する。
			腐朽・空洞	
			亀裂	
			結合	
枝葉	腐朽・空洞	<ul style="list-style-type: none"> ・落枝に繋がるおそれがある場合、剪定を行う。 ・幹と大枝の不完全結合があつて亀裂に至る可能性がある場合は、ケーブリングを行う。 		
	亀裂			
	結合			
	枝葉の偏り			
地下部	根系	切断	<ul style="list-style-type: none"> ・樹体を支えている主な根系の大部分に切断や腐朽が見られ、樹勢の衰退も著しく回復の見込みがない場合には、伐採を行う。 ・根系の切断や腐朽、土壌との隙間があるものの、樹勢が良好である場合は、剪定により風圧の負荷を低減させるとともに、支柱を確実に設置する。 	
		腐朽		
		土壌との隙間		
樹木保護材	支柱	支柱材	<ul style="list-style-type: none"> ・樹体が根系によって確実に支持されている場合、欠損した支柱等を撤去する。 ・支柱による支持を必要とする樹木は、支柱材、結束材を樹木の大きさに適した新規なものと交換して確実に設置する。 	
		結束材		
踏圧防止板			<ul style="list-style-type: none"> ・踏圧防止板の根系への食い込みや浮き上がり台風時の被害に繋がる場合、撤去する（踏圧防止板が継続して必要な場合は、台風通過後において適したものを再設置する）。 ・根系に大きな傷がある場合には、支柱を設置したり、風圧低減のための剪定を行う。 	
周辺環境	障害対象の有無	道路通行者	<ul style="list-style-type: none"> ・看板等により、倒伏等の危険性があることを周知する。 ・利用や通行を一時的に禁止する。 	
		建物等の構造物	・建物に障害を及ぼさないよう、「樹木」における上記の対策を行う。	
		道路	・道路の通行を妨げないように、「樹木」における上記の対策を行う。	
		架空線・標識等	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線に障害を及ぼさないように、架空線に近接している枝葉の剪定を行う。 ・枝に接する可能性のある架空線に、保護材を巻く。 	

2) 特異な異状発生時

異常気象時以外において、倒伏等の異状が発生した場合には、原因の究明（推定）を行い、同一樹種や類似した環境条件下などで同様の異状が発生するおそれがある樹木について臨時点検を行い、必要な措置を講じるものとする。

なお、特異な異状発生時の異常時巡回は、職員又は樹木の専門家が行うものとする。

2-3 街路樹の診断

(1) 簡易診断

簡易診断とは、住民から提供された情報や日常的に実施する道路巡回等により確認された樹木形状や活力の異状、樹体の構造的な弱点について、樹木の専門家が倒伏・落枝の発生危険性を把握する目的で実施する簡易的な外観調査等をいう。

また、簡易診断は、樹木形状、活力の異状及び樹体の弱点の有無を把握し、その調査結果に地域の声や「浜松市街路樹再整備方針」等を加味して、多角的な視点から総合的に判断した上で、改善的措置の立案や樹木健全度調査、植栽環境調査の必要性の評価を行う。簡易診断の結果は、「簡易診断カルテ（様式-2）」に記入する。

なお、簡易診断の詳細については、「街路樹の倒伏対策の手引き 第2版【別冊】街路樹の点検・診断」（平成31年2月 国土技術政策総合研究所）の第3章に基づき実施するものとする。

(2) 樹木健全度調査

樹木健全度調査は、生育状況調査と危険度調査から構成する。

生育状況調査では、樹木形状及び活力を把握し、危険度調査では樹木の構造的弱点を把握するものとする。

なお、樹木健全度調査の詳細については、「街路樹の倒伏対策の手引き 第2版【別冊】街路樹の点検・診断」（平成31年2月 国土技術政策総合研究所）の第4章に基づき実施するものとする。

(3) 植栽環境調査

植栽環境調査は、生育条件調査及び障害対象調査から構成し、樹木健全度調査と併せて実施するものとする。

生育条件調査では、植栽地や気象条件、支柱等の保護材の状態を把握し、障害対象調査では、街路樹が倒伏した際に生じる障害の内容及び影響の程度を事前に予測する。

なお、植栽環境調査の詳細については、「街路樹の倒伏対策の手引き 第2版【別冊】街路樹の点検・診断」（平成31年2月 国土技術政策総合研究所）の第5章に基づき実施するものとする。

2-4 改善的措置の立案

簡易診断及び樹木健全度調査、植栽環境調査により、危険度が高い樹木については、点検・診断の結果や地域の声、「浜松市街路樹再整備方針」等を加味して、多角的な視点から総合的に判断した上で、危険性を解消、あるいは低減するために必要な改善的措置を立案し、その緊急性に応じて迅速に実施するものとする。

なお、改善的措置の立案の詳細については、「街路樹の倒伏対策の手引き 第2版【別冊】街路樹の点検・診断」（平成31年2月 国土技術政策総合研究所）の第6章に基づき実施するものとする。

巻末資料

- ・ 様式－1 記録用紙（通常巡回票）
- ・ 様式－2 記録用紙（簡易診断カルテ）

様式-1 記録用紙（通常巡回票）

通常巡回票

年 月 日 ()		天候			路 線	
巡 回 内 容	巡回区間	～	措置等の 個所数	箇所	担当者	
	巡回時間	:				
	走行距離	km	苦情処理	件	運転手	
	巡回経路					
重点観察事項、行事等：						
事 象 番 号	道 路 種 別	路 線 上 下 区 分 道 路 区 分	時 刻	対 象 物 / 状 況	措 置 内 容 ・ 方 法	写 真 No
1						
2						
3						

写真票

道 路 種 別 ・ 路 線 距 離 標 上 下 区 分 道 路 区 分 地 先 名	発 生 状 況	措 置 内 容 ・ 方 法
備考：		
写 真 番 号：	写 真 番 号：	
コ メ ン ト：	コ メ ン ト：	

様式-2 記録用紙（簡易診断カルテ）

簡 易 診 断 カ ル テ

診断年月日： 年 月 日 診断者：

基本情報	路線名					全景写真	
	樹木番号						
	樹種名						
	場所						
樹高		m					
樹木形状	幹周（幹径）		m				
	枝張り		m				
	枝下高	歩道	m	車道	m		
	不自然な傾斜	無	有（安全・危険）				
	樹高／幹径						
	枝長／枝径						
活力状況	樹勢	A ・ B ・ C ・ D ・ E					
	病虫害	無	有	病名・虫名			
弱 点	枯れ枝	無	有（部位：	）	数・枝径	本	cm
	ぶら下がり枝	無	有（部位：	）	数・枝径	本	cm
	空洞	無	有（部位：	）	大きさ	大	小
	腐朽	無	有（部位：	）	大きさ	大	小
	子実体	無	有（部位：	）	種類		
	打診音異常	無	有（部位：	）	大きさ	大	小
	鋼棒貫入異常	無	有（部位：	）	貫入深	cm（貫入部幹径： cm）	
	亀裂	無	有（部位：	）	大きさ	大	小
	不完全結合	無	有（部位：	）	状態		
	隆起	無	有（部位：	）	大きさ	大	小
	樹体の揺らぎ	無	有		大きさ	大	小
特記事項							
写 真 スケッチ							

簡易診断の評価					管理者承認
緊急的な改善的措置の必要性	必要	不要	理由		
樹木健全度調査等の必要性	必要	不要	理由		
改善的措置の必要性	必要	不要	措置内容		